

資料番号	11
------	----

令和5年5月29日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 糸崎
内線 4934

広島県教育委員会会議録

令和5年1月13日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和5年1月13日（金） 13：04開会
14：17閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	濱本清孝
管理部長	小川元史
学びの変革推進部長	竹志幸洋
総括官（乳幼児教育）（兼）参与	重森栄理
理事	榑原恒雄
教育センター所長（兼）個別最適な学び担当課長	杉原満治
総務課長	杉本真一
秘書広報室長	糸崎誠二
教職員課長	松下大海
生涯学習課長	桑原智津子

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第2号議案 博物館登録について	1
日程第3	報告・協議1 教育公務員特例法の一部改正に伴う研修推進体制について	3
日程第4	報告・協議2 広島県教育委員会の障害者雇用率について	5
日程第5	第1号議案 教職員人事について	7

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名を申し上げます。
会議録署名者として、細川委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います。いかがいたしましょうか。
細川委員： 第1号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思いません。
平川教育長： ほかに御意見はございませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。したがって、本日の議題は、第1号議案を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 博物館登録について

平川教育長： それでは、第2号議案、博物館登録について、桑原生涯学習課長、説明をお願いいたします。
桑原生涯学習課長： 第2号議案、博物館登録について御説明申し上げます。

資料の1枚目を御覧ください。1の提案の要旨にございますとおり、今回、東広島市立教育委員会から申請がありました東広島市立美術館について、博物館法に基づく博物館登録原簿への登録を行おうとするものでございます。

博物館として登録されるためには、博物館法等に定める要件を備えている必要があります。博物館として登録されますと、美術品補償制度を利用できるなどの優遇があります。

東広島市立美術館は、昭和54年に県内最初の市立美術館として東広島市八本松に開館し、日本の現代版画、現代陶芸、地元ゆかりの作家の作品を中心に収集し、コレクション展及び特別展を行ってこられました。令和2年11月に施設規模を大きくした新美術館が東広島市の中心部であり東広島芸術文化ホールくららに隣接する西条駅前文化ゾーンへ移転オープンしてから2年が経過し、さらなる魅力の発信と事業の充実を図っていく契機にしたいと今回申請が行われたところです。

資料の2枚目を御覧ください。博物館の登録につきましては、博物館法第12条に定める要件及び博物館の登録審査基準要項に定める要件を備えている必要がございます。今回申請のあった東広島市立美術館について、県立歴史博物館の学芸員資格を有する者及び生涯学習課職員により、実地調査及び書類審査を行ったところ、博物館資料、職員、施設、開館日数、いずれについても博物館として登録を受けるための要件を備えていると判断いたしました。

以上のことから、東広島市立美術館を博物館登録原簿に登録してもよいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。
志々田委員： 博物館法に定められた博物館と指定されることによって、文化財であるとか様々な資料に対しての保存とか、活用ということをしっかりと考えていただいている学芸員の配置ができるということもあるので、非常にいいことだと思っています。ましてや新しい建物の中にリニューアルしてということをお聞きすると、とてもわくわくするのですけれども、どれぐらいの方たちが年間利用してくださって、特に評判が良かったりとか地域の方たちに活用してもらっている資料があれば教えてください。

桑原生涯学習課長： 利用者につきましては、コロナの影響もございまして、資料の3ページ目にお示ししております。令和2年度の11月3日以降で1万7,000人、表にお示ししておりますとおり、令和3年度

には開館から直後ということで人数が多かったのですけれども、令和4年度は今の時点、半年で令和3年度の勢いは若干落ちてきているかなというところはございます。

いろいろな企画展を実施されておりまして、「PIXARのひみつ展 いのちを生みだすサイエンス」であるとか、テレビで話題になったようなものとコラボした企画をたくさん実施されていらっしゃるんですけど、そういうところではかなり人気があると聞いております。

中村委員： 内容は問題ないと思うのですが、むしろ今まで県の博物館登録されていないというのがなぜだろうという気もするのですが、その辺り、ほかにもこういった登録をすればいいのといった施設があるのではないかなとも思うのですが、いかがでしょうか。

桑原生涯学習課長： この東広島市立美術館に関しましては、もともと東広島市の八本松町にあった際には、学芸員が常駐していなかったということで、登録としての要件を満たしていなかったという事情がございます。令和2年に新館に移転をした際から学芸員の方が常駐されておりまして、各種手続、準備を進められて今回申請をされたという経緯になっております。

中村委員： ということは、登録して施設にあまり損がないとすれば、どこの博物館もできればしくて、要件が満たされれば申請してくると。一般的にそういうものだと思っておりますか。

桑原生涯学習課長： そのようになっております。

この度、令和4年4月に、博物館法が改正をされまして、また令和5年4月から新しい法の下で登録制度が始まりますので、それによってさらに今までできなかった株式会社であるとかそういったところが新しく美術館を登録されるという動きも出てくるのではないかと考えております。

中村委員： はい、ありがとうございます。

細川委員： 資料の1ページの1の(1)のところ、博物館資料として、「博物館資料は、質量ともに県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するのに足るものであって」というところがあるので、この御説明では、何点の資料の種類及び数量というところで具体的な数字で御説明いただいているのですが、先ほど御説明の中にも常設と企画とあるとおっしゃったのですが、主にここで審査基準判断するに当たっては、常設展のほうに重点を置かれているものなのか、それと質としては東広島市立美術館についてどのようにすばらしいからというような具体的なものがあつたのかということをお説明いただければと思うのですが。

桑原生涯学習課長： 登録に当たりましては、何点以上、美術品がないといけないという決まりはございません。中身に関しましては、一定の評価というか、美術館として機能しているかを判断するために、登録の時点の審査に当たっては、学芸員の資格を持った者が見て判断をするという法律になっております。そういったところで、東広島だからとかということではなく、一定の登録される美術館としての美術品として足り得るかどうかが資格を持った学芸員が判断をするという形で審査をさせていただいております。

細川委員： ホームページ等を見させていただいても、常設のすばらしい版画とか、あと今井政之先生はじめとする工芸、郷土ゆかりの作家の作品とかが多数収集とございますか、展示されているというところが質的なところ、それから量的なところも十分満足するに至るという判断をされたのではないかなと感じたのですが、東広島市民のみならず、やはり広く県民、国民に利用していただくための登録申請でもあると思うのですが、そういうところを、今後、県として関わっていかれるお考えとかあるのかなと思いますので、その辺りのところ、もしあればお聞かせいただければと思います。

桑原生涯学習課長： 現時点では、登録博物館を県の教育委員会のホームページで御紹介をさせていただいたり、こういった美術館が企画するいろいろな学びの場のようなものを生涯学習課で運営をしております。県民に対する学びの発信のサイトである「まなびナビ」で御紹介をさせていただいたりしております。

先ほど申し上げた今回の令和4年4月の博物館法の改正では、特に博物館等に求められる役割が多様化、高度化しているということ踏まえた改正となっておりますので、さらに住民、県民、市民のみなさまに、ただ絵を見ていただくだけではなく、様々な学びの場を提供していくとか連携していくというところに博物館の方も積極的に関わっていくことが求められておりますので、今後そういったことを、登録されている博物館等にも発信をしていきたいと考えております。

細川委員： 非常にワクワクする、建物もそうですし内容もそうですので、是非たくさんの方がここで、先ほどおっしゃいましたように、学習もされいろいろお楽しみいただく時間が持てたらいいなと思いますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願ひます。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 1 教育公務員特例法の一部改正に伴う研修推進体制について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、教育公務員特例法の一部改正に伴う研修推進体制について、杉原個別最適な学び担当課長、説明をお願いいたします。

杉原個別最適な学び担当課長： それでは、教育公務員特例法の一部改正に伴う研修推進体制につきまして、御報告をさせていただきます。

令和 4 年 5 月に教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が公布されました。グローバル化や情報化の進展によりまして、教育をめぐる状況の変化も加速的に増している中で、教師自身も高度な専門職として新たな知識技能の修得に継続的に取り組んでいく必要が高まってきたところでございます。この度の法改正は、こうした新たな教師の学びの姿を実現するために、校長及び教員の研修等の記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備するとともに、教員免許状の更新制を発展的に解消する等の措置が講じられるものでございます。

教育公務員特例法の改正により、研修推進体制の構築について次の 2 点が求められております。一つは、教員の研修受講の履歴を残し、その研修履歴を活用して次にどういった研修を受講することで資質を高めていくのかを考えていくことでございます。もう一つは、この研修履歴を活用しまして、学校でいえば校長と教員の対話に基づく研修の受講奨励を行う面談を実施することが定められたものでございます。

本県におきましては、これまで人材育成の基本方針に基づきまして、教職員一人一人の能力や適正等に応じた研修を行うとともに、教職員自らが具体的な目標を掲げ、主体的に能力開発に取り組んできたところでございます。この度の法改正に伴いまして、本県のこれまでの取組をさらに充実させるものとしたしまして、別紙の実施要項を定めまして、取組を進めていくものでございます。

実施要項を御覧ください。本県におきましては、この要項に基づき受講奨励を進めてまいります。

この研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の目的につきましては、2 に示しておりますように、研修履歴を活用して、校長と教員の対話に基づく研修の受講奨励を行い、効果的かつ主体的な資質向上、職能開発を目指すものであります。

この受講奨励を実施していくに当たりまして、4 の役割に示しておりますけれども、県教育委員会は研修履歴の管理、作成及び県立学校長への研修の受講奨励等の指導助言を行うこととなります。また、市町教育委員会は管内の市町立学校長に、また、校長が教員への研修の受講奨励等の指導助言を行うということでございます。

2 ページの 6 (2) 方法及び時期を御覧いただきたいと思っております。具体的には受講奨励の面談を年 2 回、年度当初と年度末に実施することとしたしまして、適切な指導助言を行いながら、校長及び教員の資質の向上を図ってまいります。

また、別冊のハンドブックを御覧いただきたいと思っております。別冊のハンドブックにつきましては、この受講奨励が適切に実施をされまして、校長及び教員が自らの学びを振り返ったり、あるいは意欲を向上させたりすることを通じて、校長及び教員の主体的、自律的なキャリア形成につながるようにするために作成をしたものでございます。

今後は県立学校長や市町教育委員会を対象とした説明会を実施いたしまして、十分に理解を深めた上で研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を進めてまいります。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 自己研さんの研修の在り方をどう考えるのかということで、そのためには積み重ねていくという記録を作っていくというのは非常にいいことだと思うのですが、方法論として、電子ファイル、エクセルに打ち込むわけですね。もう少しデジタル化は進まないものかと思えます。デジタルポートフォリオだとか、デジタルバッジだとかいろんな新しい資質能力を証明する方法というのが一般的に、しかも市場の中でより活用できるように、いろんなシステムがあると思うのですが、エクセルに打ち込むというのはどうなのかなど。新しくしていくデモみたいなものはあるのでしょうか。

杉原個別最適な学び担当課長： 令和 5 年度からこのシステムがスタートするわけでございますが、現状、私どもが持っております記録がエクセルのものと、データということになっております。現在、文部科学省が令和 6 年度から使用できるシステムを開発中と伺っておりまして、これは令和 5 年度中には示さ

れるといったことをございます。今いただきました御意見、何が網羅されているのかどうかも含めて検討してまいりたいと思います。

志々田委員： よく分かりました。

中村委員： 私も研修、それぞれの皆さんが主体的に研修をされた記録というか、履歴を管理していくというのは大事なことだろうと、意味があることだと思います。ただ、これは教育公務員特例法の改正でこの方向でなくてはいけないということのようですが、大事なことは、やはり研修の中身であって、ここに書いてあるような面談を一律に義務的にやっていくということが果たして本当にいいのかどうかというところは、心配なところもあるのかなと思います。ただでさえ忙しい校長が、通常の面談とはまた別にこの面談を年に最低2回やっていくということになると思うのですが、もちろん意味がないとは言わないですが、意味がある面談ができるようにしていくということが必要なのと、やはり研修とは教育センターでやる研修だけではなくて、外部も含めて主体的にやっていくということですよ。その内容を後で教えていただきたいのが1点ですけど、面談して受けなさいと言うだけではなくて、せっかく履歴を取るのであれば、もっと体系的な、20年、30年教員をやっていくって、キャリアプランというか、立場も変わっていく人も多いと思うのですが、そういう中このタイミングでこういう研修を受けてくださいということが決まっているのだらうと思うのですが、面談を受けなくてもどんどん受けなくなるような仕組みというのですかね。例えば民間企業でもあると思うのですが、一つは仕組みで受けなくなる、背中を押してくれるような仕組みと、あとは受けなくなる中身、それがなくてこの受講奨励だけやっても忙しい中義務的にやることになるのかなと少し心配されるのではないかと考えています。

杉原個別最適化学び担当課長： 今御指摘いただきましたように、現在、初任者研修に始まりまして、いわゆる指定研修と言いますけれども、決められた全員が必ず受けなければならない研修がございます。それから日常的に教育センター等が実施をしている研修等もございます。あるいは全国的に大学であったり研究会であったり、そういったところが開催する研究会等の場での研修もございますけれども、現在は校長が職員全員のいわゆる人材育成計画を作成しております。短期、中期、長期の視点で職員個々のキャリアをどのように伸ばしていくのかというものを校長が持っております。その内容につきましては、年間3回、業績評価に関わっての面談をしておりますけれども、そういった場面や、あるいは日常的なOJTの場面でこういった研修を受けたらどうかというような声かけは現状も行っております。これらのことにつきまして、校長の思いと、そして教職員自身が主体的に、今おっしゃるような学びを自ら進んで行くといいでしょうか、そういったものが計画的に進められるようにということで、記録を残しながら年度初めと年度終わりに計画として次年度へ向けてということでの面談を実施するといった流れで現在考えているところでございます。

中村委員： 下地があるということが分かりましたので、是非前向きに活用される仕組みになるということをご祈念します。

それで、今おっしゃった校長が管理している教員一人一人の人材育成計画みたいなものは、学校が変わったり校長が替わっても引き継がれていくものなののでしょうか。

杉原個別最適化学び担当課長： 人事異動に伴いまして、次の学校に引き継いでいくことになります。

中村委員： はい、分かりました。ありがとうございます。

菅田委員： 先ほど人材育成計画に関する面談を年に3回やられているとおっしゃいました。それで、今度は年2回の面談を、新たに追加ですか、それとも3回のうち2回は研修に関わることを面談の中に取り入れるということなののでしょうか。

杉原個別最適化学び担当課長： 現状実施しております3回の面談につきましては、いわゆる業績評価に伴う面談でございまして、職員個々が今年度の目標を立てまして、実行に向けて、実施するというような面談でございまして、それは年3回実施をしておりますが、年度初め、そして年度終わりの面談の後、引き続き行うような形を想定しております。

細川委員： 一つ目は書かれているように、普通免許状及び特別免許状の更新制発展的解消という目的もあるということでもありますけれども、Q&Aの1-4にありますように、今までもしっかりと、先ほどからの御説明のとおり、研修とかいろいろなことはやってきていただいておりますし、今までも異なる点は何ですかということで、ここに御説明はされているのですが、先ほど今後、校長とか市町教育委員会に御説明をされるということの中で、着実に進めていく上で、どのようなことを留意されたり気を付けていただいたり解決していこうと思われているのかもう一度、教えていただければと思うのですが。

杉原個別最適化学び担当課長： 今、Q&Aの1に触れていただきましたけれども、現状、それぞれ職員が自律的に研修を進めている部分もございまして、いわゆる校長の人材育成の見直し、あるいはこのタイミングでこの職員にこの研修を受けさせたいといったようなプランと申しませうか、そういったところと教職員自身が受けたい研修が必ずしも一致しない場合もございまして、その辺りを対話の中で計画的にその教職員が長いスパンで成長できるような研修を計画的に受けさせていく。そういったところを重点的に取り組んでいただきたいと思います。

細川委員： 今までもいろいろな場面で教員の資質向上についてどのように考えて、どのようにしたらよ

いかということも議論をされてきたと思っているのですが、その辺りのところはしっかり御説明し理解をしていただきたいところもあるのですが、留意点の（４）にあるように、あまりこういうことはないのかなと思ったのですが、いわゆる受けないとか受けたくないという方については、校長を含め県教育委員会もその辺りのところではいろいろと御苦労とか御努力をいただくところでもあるかと思えます。このハンドブックも本県の独自のものももちろん入っていると思えますし、また本県のいろいろな事情を考慮したものも入っているとは思いますが、その辺りのところで特に配慮いただいたところがあれば教えていただければと思います。

杉本総務課長： 文部科学省が示しておりますガイドラインを基にして作成したものでございますけれども、現状、本県が持っている研修履歴であったり、現在進めている人材育成であったり等々、取組を行っておりますので、それを踏まえて本県版ということで作成をしたものでございます。

また、先ほどの留意点（４）等々につきましても、校長先生と教育委員会とでしっかりと協議をする中で、できる限り自発的に研修を受けていただくような取組を進めていくということが原則でございます。

細川委員： よろしく願いいたします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

（ な し ）

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議２ 広島県教育委員会の障害者雇用率について

平川教育長： 続きまして、報告・協議２、広島県教育委員会の障害者雇用率について、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： それでは、広島県教育委員会の障害者雇用率につきまして御説明を申し上げます。

１ページを御覧いただければと思います。令和４年１２月２３日に厚生労働省が令和４年における国や地方公共団体などの障害者雇用状況の集計結果につきまして公表したタイミングと合わせまして、県の教育委員会の状況を取りまとめたものでございます。

２の障害者の雇用状況についてでございます。令和４年６月１日現在の実雇用率につきましては、表の左からＡＢＣとございますけれども、Ｃ列の太枠囲みのところに令和４年６月１日現在のところがございます。２．６９％となっております。以前、水増しと報道等でありましたけれども、平成３０年度の１．３７％から１．３２ポイント上昇してございます。昨年度の２．６８％からは０．０１ポイントの上昇ということでございます。また、全国平均の２．２６％を０．４３ポイント上回っておりまして、都道府県等の教育委員会の法定雇用率２．５％でございますけれども、これを０．１９ポイント上回っている状況ということで、引き続きかなり上回っているところでございます。

２ページをお開きいただければと思います。３のこれまでの取組状況でございます。（１）でございますけれども、教職員としての採用というところで、教員採用試験につきましては令和元年度から、行政職員採用試験につきましては令和２年度から、それまでの身体障害者の枠に加えまして精神障害者、知的障害者を対象とした試験を実施しております。

それから、非常勤職員としての採用でございますけれども、（２）でございます。本庁の教育委員会事務局につきましては平成３０年度から、教育事務所等の地方機関、あるいは教育機関等につきまして令和元年度からワークサポート職員といたしまして印刷ですとかデータの入力ですとか、あるいは発送作業といった業務に取り組んでいただいている状況でございます。

加えまして、（３）でございますけれども、令和元年度から全ての県立学校におきまして学校事務アシスタントということで、教職員の教務補助、あるいは校内環境整備などの業務に取り組んでいただいているということで、学校現場における働き方改革の一助となっている状況でございます。

今後も引き続き障害のある方の就業を含めまして、定着を図るとともに、働きやすい就労環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 今後の対応のところ定着を図るとともに、働きやすい就労環境の整備に努めるとして下さっているのですが、定着の状況が現状どのようになっているか教えてください。

杉本総務課長： 環境も施設設備面みたいところは、やはり働きやすいようにということで、雇用する場合には学校等から要望が上がってきます。これは施設課で個別に対応することになっているの

ですが、加えまして、初めてこういった学校で働くということで不安等もあったり、あるいは管理職から基本的に指示をしていただくとか、あるいは相談はこの方にしてくださいというのが統一的に扱うといった形で対応いただいているところがございます。ただ、それでも学校によっては管理職の方に職員が話しぶらいといった声があったり、お互いに意思疎通がなかなかうまくいかない場合もあるので、この場合に限らず、定期的に事務局の職員が学校の方にまいりまして、本人と面談をして、何か困っていることがないかということを知り、それを基にまた管理職とコミュニケーションを取って改善を図っていく取組を行っております。

近藤委員： 教育委員会で採用というか一旦雇用された方が結構長く勤めていただいている状況が多いのか、それともなかなか定着は難しいのか、実態としてどんな感じなのでしょう。

杉本総務課長： 令和2年度につきましては16名の離職ということで、離職率が9.5%と3年度は15人で8.7%と、今年度につきましては厚労省のまとめました6月1日現在ではまだ離職はないという形です。

近藤委員： 離職率の低下のためには教育委員会としてもいろいろ工夫をされているのだと思うのですが、西特支を訪問させてもらった時だったか、卒業生の方がアシスタントか何かで雇用されていたような気がするのですが、教育委員会特別支援教育という専門的なノウハウみたいなものもありますし、多分そういったものも、これまでも活用されてきているのだと思うのですが、定着を図っていただけたらと思います。

杉本総務課長： 先ほども申し上げましたけれども、事務局としても学校の支援等も図っていきますし、できるだけ定着できるように取り組んでいきたいと思っております。

近藤委員： お願いします。

中村委員： 質問ですが、これまでの取組状況にあるワークサポートステーションのスタッフとか学校事務アシスタントというのは、採用を障害者に限っているものがあるのでしょうか。

杉本総務課長： これについては障害者の方を雇用するという形で募集をかけてございます。

中村委員： はい、分かりました。

細川委員： 私も近藤委員のように定着がどの程度かなというのも心配していたのですが、たしか今年の県教育委員会のホームページの障害者雇用のところに新卒から平成16年より以前に生まれた方ですとかということになると、新卒に限らず、既卒というか、どこかでお勤めになられていた方とかいろいろな方々の応募、採用を思われているところもあると思うのですが、ここ数年間、いわゆる既卒といった方々というのは結構いらっしゃったのですか。

杉本総務課長： 基本的に既卒の方が多いという状況でございますけれども、新卒の方も中におられるといった感じでございます。

細川委員： 公私の違いはあるとは思いますが、一般就労で特別支援学校からの就職をしている生徒もたくさんいる現状で、既卒で企業に入ってもう一度学校にという方も中にはいらっしゃるかとは思いますが、今いろいろと就職でお世話になっていたりする企業様、例えばそういう企業様とかと雇用する上で、注意しなければいけないこととか、うちはこうやっているよとか、そういう民間のアイデアとか手法などを県教育委員会として聞き取ったり、反対に情報交換したりすることというのはあるのですか。

杉本総務課長： 今そういったことはやっておりませんので、御意見を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

細川委員： 一般就労しても二、三年で辞職してというような生徒さんもお聞きするのですが、保護者の方もいろいろと御心配の中で、教育委員会としてもいろいろと就労の場もあるとか、情報交換みたいなものもあれば、学校もその子の特性をよく知っているでしょうし、そういう意味では、活躍をしてくれる場面も増えると思うので、今後、もし可能でしたら、そういう離職をする人対象ではないですが、民間に勤めていることも踏まえて、企業間と県教委の情報交換みたいなものをしていただければと思います。

平川教育長： ありがとうございます。

志々田委員： ワーストに近かったものがここまで上がってきて、いろいろほかの都道府県からも広島県のやり方について問合せがあるとお聞きしましたので、とてもいい取組だと思っております。

ここで働いてくださっている皆さんがもっと働きたいと思ったり、うちの職場いいからみんなも来ないかと言ってくれるためには、仕事はどうあるべきかということと、働くためには充実した生活があったりだとか、福利厚生が重要になってくると思うので、是非同じ障害を持ちながら同じような形の職場で働いている皆さんのサークル活動だとか、一般の教職員にもあるような福利厚生みたいなものに近いような仕組みを整えていったり、御紹介をしていったりと、楽しく働き楽しく生活できるように、この仕組みがもっともっと充実していけばいいなと思っていました。現時点でそうした同じ働く人たち同士のつながりとか情報交換の場みたいなものというのはあったりするのでしょうか。

杉本総務課長： 今そういう形で特別に設けているというのはございませんので、御指摘を踏まえまして、検討してまいりたいと思っております。

中村委員： 学校事務アシスタントの場合ですけど、基本的には各学校1人ということで、採用は学校でやっているのですか、それとも県教育委員会でやっているのでしょうか。

- 杉本総務課長： 学校に1人ですけども、規模の大きいところでは2人の学校もございまして、採用につきましては、御指摘のとおり、各学校で手続をいたしております。
- 中村委員： 各学校1人だけ障害者を採用して働いてもらっていると、環境、学校も違ったり対応が違ったりすると、やはり働きやすさに関わってくる問題だと思うのですが、その辺り情報共有というか、対応についてはまとめて対応されているということでもいいですか。学校任せにはしないで。
- 杉本総務課長： 先ほど申し上げましたように、各学校に事務局の職員も回ったりして個別に面談もしておりますので、そういうところで、こちらも聞きますし、こちらからも情報をお互いに行っておりますけれども、先ほど志々田委員からありました当人同士の関わりみたいなことはやっておりませんので、交流についてはまた検討してまいりたいと思います。
- 中村委員： ちなみにエリア的なものもあるかもしれませんが、募集しても応募がなかったり採用ができない学校というのはやはりあるのでしょうか。
- 杉本総務課長： やはり地域的になかなか人が見つからないというような状況があるとお聞きをしております。
- 中村委員： これは決して障害者をただ雇用するためだけではなくということではなくて、学校の事務の合理化ということの意味があると思いますので、通勤方法なのか何かを改善すれば採用できるということかもしれないので、是非御検討いただければと思います。
- 杉本総務課長： 御指摘のとおり、学校からは非常に助かっているという声もたくさん聞いておりますので、何とか集まりにくいところへもどういったことができるかというのは検討してまいりたいと思います。
- 平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

- 平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
続いて、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席のほどお願いいたします。

(13:50)

【非公開案件】

第1号議案 教職員人事について

県立学校教諭のSNSを利用した所属校の生徒との私的なやりとりに係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:17)

広島県教育委員会会議録

令和 5 年 2 月 1 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和5年2月1日（水） 13：00開会
14：44閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	濱	本	清	孝
管理部長	小	川	元	史
学びの変革推進部長	竹	志	幸	洋
総括官（乳幼児教育）（兼）参与	重	森	栄	理
理事	榑	原	恒	雄
教育センター所長（兼）個別最適な学び担当課長	杉	原	満	治
総務課長	杉	本	真	一
秘書広報室長	糸	崎	誠	二
教職員課長	松	下	大	海
文化財課長	白	井	比	佐
特別支援教育課長	玉	木	昌	裕

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第4号議案 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について	1
日程第3	報告・協議1 令和6年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について	3
日程第4	第1号議案 令和5年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に関する協議及び意見について	4
日程第5	第2号議案 令和4年度メイプル賞（第2回）の受賞者について	4
日程第6	第3号議案 教職員人事について	4

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名を申し上げます。

会議録署名者として、中村委員及び志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますのですが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、議会提案前の内部検討を行うものであり、第2号議案は、表彰者の選考に関する案件であり、第3号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の令和5年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議題に関する協議及び意見について、第2号議案の令和4年度メイプル賞(第2回)の受賞者について、第3号議案の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案及び第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第4号議案 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について

平川教育長： それでは、第4号議案、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について、玉木特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

玉木特別支援教育課長： 第4号議案の「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について御説明いたします。

資料1ページの1、表彰制度の趣旨を御覧ください。企業との連携・協力による職業教育の充実を図るため、平成26年11月から特別支援学校就職サポート隊ひろしまという登録制度をつくり、支援企業の募集を行っております。令和5年1月25日現在、登録企業は498社となっております。

登録制度の詳細につきましては、資料5ページから実施要項を掲載しております。

このサポート隊ひろしまに登録した企業の中から、企業への就職を目指す生徒の働く力の育成及び就労促進に著しく貢献した企業の功績を称えて表彰を行うものでございます。就業体験や職場実習などの受入れや作業学習における技術指導への協力など、企業のサポート実績を把握し、その実績合計が高い企業を表彰いたします。

表彰の選考基準は、資料7ページを御覧ください。これは昨年度と同様です。2表彰対象企業の(1)のとおり、1回若しくは1人でもアからウに示す実習、技術指導及び雇用した場合1点を加算し、エでは、アからウを3年以上続けた企業等にさらに1点を加算します。そして、その合計点数の高い企業、5社程度を表彰することとしております。

資料の4ページを御覧ください。選考基準に基づき、今年度は株式会社ハートランドひろしま様、株式会社オンザライズ様、広島自立支援センターとともに石内事業所様、社会福祉法人優輝福祉会様、有限会社ニシオカ東広島事業所様、メルシー株式会社様の6社を表彰するように考えております。表彰式は3月に広島県庁内において実施する予定としております。

今後もこの企業表彰を継続実施し、広く周知することで、企業の登録促進や就職支援の充実を図ってまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございます。

私たち企業人も、こうやって今回6企業が表彰されること、それからどんどんこれが増えていかれることをお祈りしたいと思いますけれども、これまでも資料で頂いております、表彰さ

れた企業様はこの表彰をどのように社内的とか社外的とか生かされているのかなと思うのですが、何か御存じのことがあれば教えてください。

玉木特別支援教育課長： 社内、社外でどのように生かしているかということについてですが、登録をしていたら、一つは、企業のPRになるということはあるかと思います。サポート隊のロゴマークというものがございますので、そのロゴマークを登録企業は使えることになります。それで、会社について何らかのPRされる時にロゴマークがついていることで、このサポート隊ひろしまに関連していて、障害のある生徒の就職について会社は頑張っているといったPRになるかと思います。

また、教育委員会のホームページに掲載しております。掲載の際に表彰企業については、どのようところで工夫をしているとか、その障害者雇用について工夫している点なども掲載しております。そうしますと、それ自体も会社にとってはメリットになるかと思いますが、ほかの企業がそれを見られて、うちも障害者雇用を考えているけれど、どんなことに気をつけたらいいだろうかと、その会社に問合せがあったり企業同士の輪が広がっていくということもメリットとしてあるかと思っております。

細川委員： 今伺っていて、この表彰を受けられることが、その企業様にもメリットになるし、また障害者雇用ということに非常に貢献しているとお聞きをいたしました。

この選考の基準と申しますか、ウに卒業生を1人以上雇用という項目があるのですが、500社の各企業様がいろいろ御尽力いただいている中で、就職する先もやはり子供たちにとって増えてきているのが現状なのでしょうか。

玉木特別支援教育課長： 全体として就職先は毎年幾らか増えているということではございます。同じ会社ばかりに就職していくということではございませんので、その意味では就職先は増えていると考えております。

細川委員： 1社でもやはり雇っていただける窓口が増えると、それぞれまた生徒も、いろいろ選ぶことも広がるでしょうから、非常にいいことだと思いますので、今後ともこのようにしていただければと思います。もう1点、最後にお聞きしたいのが、登録制度のところの3(6)に特別支援学校との連携(企業参観日等行事への参加)というところが、登録の部分でございますけれども、今までどちらかといえば関心を持たれていなかった企業様などが、サポート企業になろうとするときに、その辺りのところが県教育委員会とか、各特別支援学校がどのように、これから関心を持とうとされている企業に連携を図ろうとされるのか、どういつながりでサポート企業になっていただくように持っていかれようとするお考えがあるのか、お聞かせいただければと思います。

玉木特別支援教育課長： 一番多いのは、各学校に配置しておりますジョブサポートティーチャーが企業を回って、そこで関心を高めていただく。この登録制度に関しましてもサポート隊ひろしまのパンフレットを作っておりますので、それを更新しながら、持って回っていただいて宣伝をしていくことにしております。

細川委員： 今後ともよろしく願いいたします。

中村委員： 表彰企業はサポート協力に推進していただいているということでありがたく思いますし、敬意を表するところです。

表彰の仕組みですが、点数化ということで、ア、イ、ウ、エ、1点ということですが、毎年1点を加算していく仕組みですか。

玉木特別支援教育課長： アからウのところについては、1点を加算していくということです。エは、3年以上続けた企業ということですので、それも3年以上続ければ加算されていくことになります。

中村委員： 状況をお聞きしたかったのですが、これだけ登録者数があって、協力されると、かなり点数が近づいている企業が多いのかなと思ひまして、表彰待ちというか、僅差で表彰されなかった企業もそれなりにあるのかと思ひたのですが、どういう状況なのでしょう。

玉木特別支援教育課長： 今回の表彰の企業につきましても、表彰される6社と7社目の差はそう幅があるわけではないですが、基本的に5社程度としておりますので、今年度は6社ということで表彰させていただくことになりました。

中村委員： ありがとうございます。

恐らく5社と書いてあるので、その選び方でも少し御苦労があるのかなと思ひたのですが、苦労するぐらい協力度がアップするということがありがたいことだと思います。

志々田委員： たくさんの企業の方たちが子供たちの就職に御協力いただいている。本当にありがたいことだと思います。

一つ伺いたいのですが、特別支援学校就職サポート隊ひろしまの仕組みを、特別支援学校の子供たちも理解をしていたり、知っていたりするのかなと思ひまして。というのは、彼らが就職先を選ぶときに、やはり自分たちの特性をよく理解して下さる企業に就職したいと思ひていると思うので、ここのサポート隊の皆さんとか、そういう意味ではいろいろ実習にも御協力いただいているし、彼らの特性ということよく知って下さっているもので、そういうところに就職したら安心だなと彼らも思う気がするのですが、そういうことを説明する機会はある

ったりしますか。

玉木特別支援教育課長： 全てでそれがされているかは確かめておりませんが、例えば各学校が実施しております企業の参観日の場でこういった登録企業も来ております。そこに生徒が実習したときの発表という形で参画しております。そこで登録企業を知るといってもありまじょうし、あるいは職場実習に行くときに、JSTのほうから、ここはサポート隊ひろしまに登録してあると、会社について説明をするときの一つにはなっているかと考えております。

志々田委員： ありがとうございます。

きっと安心して実習に行ったり、就職に向かう気持ちになったりすると思いますので、是非情報提供をしてあげてください。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議1 令和6年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について

平川教育長： 続きまして、報告・協議1、令和6年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について、松下教職員課長、説明をお願いいたします。

松下教職員課長： それでは、報告・協議1によりまして、広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験に係る日程について報告をさせていただきます。

来年度実施いたします令和6年度教員採用候補者選考試験につきましては、お手元の別紙のとおり実施したいと考えております。

まず、第1次選考試験につきましては、7月15日土曜日及び16日日曜日に実施したいと考えております。より多くの受験者が参加しやすいように、来年度も土曜日、日曜日の実施としております。なお、優秀な人材を多く集めるために、受験場所にも配慮をいたしまして、7月15日土曜日につきましては、広島市内の受験会場に加えて、福山市内の受験会場を設けることとしております。また、第1次合格発表を8月4日に行いまして、第二次試験選考を8月18日金曜日から20日日曜日までの3日間行うこととしております。

現職教員を対象とした特別選考及びグローバル人材を対象とした特別選考につきましては、受験者が参加しやすいよう、夏季休業中である8月26日土曜日に実施をいたしまして、最終合格発表につきましては、今年度同様の時期をいたしまして、9月26日火曜日に行うこととしております。

なお、募集に係る広報活動につきましては、昨年の11月から12月にかけて、広島県内ですとか、中四国、関西、九州エリアで志願者の多い大学に加えまして、今回志願者の少なかった校種、教科等の免許取得が可能な大学も増やしまして説明会を実施してまいりました。今後、募集要項ですとか、あるいはパンフレット作成、また4月以降になりますけど説明会の実施など、志願者確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。

選考試験の内容ですとか、募集教科、また採用見込み者数などにつきましては、今後の教育委員会会議で御説明できればと考えております。報告は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 1点、本県の期日はこのとおりということですが、他県と調整したりといったことはあるのでしょうか。

松下教職員課長： 他県と具体的に調整するということはないのですが、現在確認が取れているところで、中国、四国地方において日程を公開しているところが5県1市でございます。このうち、本県と第1次選考試験の日程が重なるのが、岡山県、香川県、岡山市の2県1市ということになっております。

中村委員： 一つだけではなく、いろいろ受ける学生もいると聞いています。確保するという上で、今、特にこうした方がいいというのはないですけど、その辺りももしかして何か考えるべきこともあるのかと思いました。

松下教職員課長： 昨年も、委員の皆様からいろいろと御指摘、御意見いただきまして、やはり広島県教育の特色ですとか、魅力をしっかり伝えていく、学生に知っていただくということが重要だと考えて

おりまして、県内外説明会も開催をしておりますが、それ以外にも昨年御指摘いただきました SNS、フェイスブックですとか、インスタグラム、あるいはユーチューブ等を活用しまして、教員採用に関する情報を発信してきておりますので、そういった取組も含めて、広島県で教員になりたいという方の確保を進めていきたいと思っております。

中 村 委 員： 分かりました。優位性があれば、あえてぶつけるのかどうか、そういったことが可能性としてはあるのかなと思います。どちらがいいのか分かりませんが、よろしくをお願いします。

菅 田 委 員： 岡山県と競合ということで、県東部としては、岡山県西部の大学への PR も力を入れていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

松下教職員課長： そこもしっかり PR していきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行います。
傍聴者の方は御退席のほどお願いいたします。

(13 : 23)

【非公開案件】

第 1 号議案 令和 5 年広島県議会 2 月定例会に提案される教育委員会関係の議案に関する協議及び意見について

令和 5 年広島県議会 2 月定例会に提案される教育委員会関係の議案に関する協議及び意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第 2 号議案 令和 4 年度メイプル賞（第 2 回）の受賞者について

令和 4 年度メイプル賞（第 2 回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第 3 号議案 教職員人事について

中学校教頭のわいせつ行為に係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14 : 44)

広島県教育委員会会議録

令和5年2月20日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和5年2月20日（月） 15：30開会

18：19閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵		
委員	細	川	喜	一郎		
	志	々	田	ま	な	み
	近	藤	い	ず	み	
	菅	田	雅	夫		

2 欠席委員

中 村 一 朗

3 出席職員

教 育 次 長	濱	本	清	孝
管 理 部 長	小	川	元	史
学びの革新推進部長	竹	志	幸	洋
総括官（乳幼児教育）（兼）参与	重	森	栄	理
理 事	榊	原	恒	雄
教育センター所長（兼）個別最適な学び担当課長	杉	原	満	治
総 務 課 長	杉	本	真	一
秘 書 広 報 室 長	糸	崎	誠	二

教育委員会会議臨時会日程

	頁
日程第1 会議録署名者について	1
日程第2 報 第1号 令和5年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	1
日程第3 第1号議案 事務局職員人事について	3

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりで。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います。いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、個別の人事に関する案件であり、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の事務局職員人事については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。したがって、本日の議題は、第1号議案を公開しないで審議することといたします。

報 第 1 号 令和5年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

平川教育長： それでは、報第1号、令和5年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： それでは、報第1号につきまして御説明をいたします。

令和5年広島県議会2月定例会に提案をされました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたので、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、今回御報告をして、承認をお願いするものでございます。

この度の議案は、令和4年度教育委員会関係補正予算案についてでございます。

資料、1ページを御覧ください。まず、1 令和4年度一般会計予算(1)歳入についてでございます。表の今回補正額の一番下の段でございますけれども、教育委員会計の欄にございませとおり、6億4,900万円余の減額となっております。最終予算額は376億400万円余となっております。

内訳のうち、増額のうち主なものにつきましては、諸収入が2億3,900万円余の増となりまして、その理由といたしましては、令和4年10月から共済組合制度の改正により、保険料を徴収する職員が増加をしたことに伴い、保険料収入が増額となったことによるものでございます。

次に、減額のうち主なものにつきましては、国庫支出金が3億3,900万円余、県債が5億9,600万円余の減となっております。理由といたしまして、まず、国庫支出金につきましては、支給対象見込み人数の減による教職員給与費の減に伴う、財源となる義務教育費国庫負担金の減額などによるものでございます。また、県債につきましては、内外部改修工事の入札減等による県立学校の施設整備事業の減額などによるものでございます。

続きまして、(2)歳出でございます。表の今回補正額の一番下の段、合計欄にございませとおり、17億4,400万円余の減額となっております。

要求内容につきまして、まず、増額要因につきましては、点線囲みに事業を抜き出しております。国の令和4年度補正予算を活用し、令和5年度当初予算と一体的な取組を実施する予算を計上しております。具体的には、丸の一番上ですけれども、教育委員会新型コロナウイルス感染症対応事業として、学校における保健衛生用品の整備や特別支援学校におけるスクールバスの増便などを実施する経費として9億3,500万円余、それから学校給食等負担軽減事業として、令和4年度に引き続き、食材価格が高騰する中においてもこれまでどおり、栄養バランスや量を保った学校給食等を実施するため、学校給食等における食材費の価格上昇分を支援する経費

として2,400万円余、それから、こどもの安心・安全対策支援事業として、公立幼稚園や県立特別支援学校幼稚部において、登園管理システムなどの導入支援等を実施する経費として3,200万円余、特別支援教育ビジョン推進事業として、三原特別支援学校の教室不足解消のため、当該施設の一部改修を実施する経費として5,600万円余、これらの合計で10億4,800万円余の増額となっております。

次に、資料の2ページを御覧いただければと思います。主な減額要因につきまして、(3)歳出の経費区分別内訳により御説明いたします。

一般事業費のうち、施設整備につきまして、内外部改修工事の入札減等により、2億7,800万円余の減額となっております。

また、職員給与費につきまして、教職員に対する給与費の支給額が当初の見込みを下回ったことなどにより、15億300万円余の減額となっております。

(4)繰越明許費を御覧ください。表の一番下にごございますとおり、繰越明許費として12億6,800万円余を計上しております。これは先ほど御説明いたしました国の補正予算を活用する事業のほか、県立学校の施設整備などにつきまして、事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたものでございます。

資料3ページを御覧ください。2 令和4年度高等学校等奨学金特別会計予算についてでございます。これは、奨学金の給付者数などが当初の見込みを下回ったことなどから、歳入及び歳出から1億2,000万円余の減額を行うものでございます。

なお、4ページ及び5ページに項目別の歳出内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上が今回追加提案をいたしました教育委員会関係の議案でございます。教育委員会の関係課が確認をいたしまして、内容に問題がないことから、同意することが適当であるとし、回答したものでございます。

以上、御承認のほど、よろしく御願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら御願いたします。

志々田委員： 三原特別支援学校の校舎を一部改修するというので、幾つぐらい教室が新しくできるのですか。

杉本総務課長： 今、資料がございませんので、後ほど確認させていただきます。

平川教育長： それでは、後ほど確認ということで御願いたします。

細川委員： 御説明ありがとうございます。2ページの(4)繰越明許費のところの特別支援学校費の通学対策費で7億2,200万余ということになっておりますが、具体的にはどのような対策費でしょうか。

杉本総務課長： 補正予算、国の事業を活用して取り組むものですが、スクールバス等が密になりますので、コロナ対策としてバスを複数に分けて台数を増やしているなど増便の予算が中心ということでございます。

菅田委員： こども安心・安全対策支援事業費が幼稚園の登園管理システムという、問題になっていたバスの置き去り対策と考えていいですか。

杉本総務課長： これは去年補正でつけたものとは異なりまして、例えば通学するバスの待ち時間に、今、バスがどの辺りを運行しているとか、システムで確認を取って、職員の負担を減らすとか、あと、子供の見守りという形で、GPSで管理をする。具体の仕組みは、今、これから設計というところあるのですが、そういったことで国から示されている中身ということなんです。

細川委員： それに関連するのですが、今、GPSで管理するとか、実はいろいろそういうことを業界ではやっているのですが、これは学校がその位置を把握するのか、若しくは民間の業者が、その会社が所有するものがどこに位置にあるのかというのを確認するためなのか、どういう内容なのでしょう。

杉本総務課長： まず、バスの位置関係については、待っている保護者もスマホとかで見れたりというのがあって、学校も保護者も両方活用できるということで考えていまして、GPSは保護者が子供はどこに今いるか、スマホ等で確認できるといったシステムになっております。

細川委員： はい、分かりました。

杉本総務課長： すみません、先ほどの志々田委員の御質問ですが、特別教室を5教室増やすということです。

志々田委員： これで足りませんか。

杉本総務課長： 当面の間ということで。

志々田委員： はい、分かりました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案、原案どおり承認されました。

続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席のほどお願いいたします。

(15 : 43)

【非公開案件】

第1号議案 事務局職員人事について

事務局職員の適正な契約を締結する職務を行う義務を怠ったことに係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(18 : 19)

広島県教育委員会会議録

令和 5 年 3 月 1 3 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和5年3月13日（月） 9：30開会

11：29閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ

2 欠席委員 菅 田 雅 夫

3 出席職員

教育次長	濱	本	清	孝
管理部長	小	川	元	史
学びの革新推進部長	竹	志	幸	洋
総括官（乳幼児教育）（兼）参与	重	森	栄	理
教育センター所長（兼）個別最適な学び担当課長	杉	原	満	治
理事	榊	原	恒	雄
総務課長	杉	本	真	一
秘書広報室長	糸	崎	誠	二
教職員課長	松	下	大	海
学校経営戦略推進課長	沖	本	勝	豊
生涯学習課長	桑	原	智	津
			子	

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第3号議案 広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について	1
日程第3	第1号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について	7
日程第4	第2号議案 教職員人事について	7

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います。いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案、第2号議案は、個別の人事に関する案件でありますから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の広島県教育委員会規則等の一部改正について、第2号議案の教職員人事については、公開しないことに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案を公開しないで審議することといたします。

第3号議案 広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について

平川教育長： それでは、第3号議案、広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について審議いたしますが、改正する規則が複数ございますので、担当課ごとに説明させていただき採決を取らせていただきます。

それでは、第3号議案-1について、桑原生涯学習課長、説明をお願いいたします。

桑原生涯学習課長： 第3号議案-1、広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正のうち、博物館の登録に関する規則の一部改正について御説明申し上げます。

資料の1枚目を御覧ください。1 提案の要旨にございますとおり、博物館法が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、関連する県規則の改正を行うものでございます。

2 博物館法の改正内容についてでございますが、今回の博物館法の改正では、法の制定から約70年が経過し、博物館が社会教育施設としての役割だけでなく、地域の多様な主体との連携、協力による文化観光など、地域の活力の向上に資する活動に取り組むことが求められている中で、(1)のとおり、登録要件の見直し、また(2)のとおり登録審査の手続等の見直しが行われております。具体的には、1枚目めくっていただきまして、資料の中ほど、1 登録要件の見直しの一つ目の丸にございますとおり、これまで地方公共団体、一般社団法人、財団法人等に限定されていた博物館の設置者要件を改め、株式会社等の民間の法人が設置する博物館についても登録できることとするともに、二つ目の丸にありますように、登録の審査に当たっては開館日数、学芸員の配置といったこれまでの基準に加えて、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとなっております。

また、これまでは県規則で定めておりました審査時の学識経験者からの意見聴取が、2、登録審査の手続等の見直しの一つ目の丸にありますとおり、法に明記されるとともに、二つ目の丸にありますとおり、登録された博物館の運営状況の定期報告が新たに義務化されております。

これらの改正に伴い、2ページ目以降の改正案のとおり、条文及び審査様式等を改正いたします。

2ページの表の上段、改正後の第2条第1項に示しております教育長が別に定めることとしている審査基準につきましては、この規則の議決後、国の施行規則に規定された参酌基準を準用して速やかに条項で定める予定としております。

なお、最後のページに記載しております現時点での登録博物館につきましては、法の施行から5年間は登録を受けたものとみなされることとなっておりますが、登録の継続を希望する場

合は、そのみなし期間が終了する令和10年3月31日までに再登録の手続を行う必要がございます。

県内にある登録博物館27館のうち、網かけをしております広島市に所在する県有施設以外の博物館については、政令市である広島市が登録事務を行うこととなっておりますが、それ以外の21館につきましては、登録の継続を希望する場合、今後5年の間に県教育委員会に対し登録申請が行われ、この会議で御審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の第3号議案の1の説明に対しまして、御意見又は御質問がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 国の法令が変わったことに準拠して県の条例も、あるいは関係分の規則を変えるということなので概ね大丈夫だと思うので別のことを。今最後におっしゃったように、ここから5年のうちに再登録のための手続をしなくてはいけないのだと思うのですが、されなかったらどうなるのでしょうか。

桑原生涯学習課長： されない場合は、5年経過した令和10年3月31日をもって登録が取り消されるという形になると思います。

志々田委員： それは、それぞれの施設にとってとても大きなことだと思いますので、周知徹底して、必ずもう一度登録するよというのを県から何かアナウンスする機会というのはあるのでしょうか。

桑原生涯学習課長： 先ほども説明したとおり、県にもし継続を希望される場合、登録していただく館は21館とかなり数も多くございますので、こちらにつきましては各館と連携、調整させていただきながら、一度に来ることのないように、また漏れがあることのないようにしっかり調整していきたいと考えております。

志々田委員： ありがとうございます。

中村委員： この登録博物館になることによる博物館側のメリットみたいなもの、もう一回教えてもらってよろしいでしょうか。

桑原生涯学習課長： 登録博物館を受けた博物館は博物館法に基づいた一定基準を満たしていると法的に認められることにより、まずは社会的信用を得ることができます。併せて、実質的なメリットといたしましては、政府による美術品補償制度の対象になること、また私立の博物館におきましては税制上の優遇措置を受けられるなどのメリットがございます。

中村委員： ありがとうございます。

近藤委員： 2点教えていただきたいのですが、まず一つが、登録要件の見直しの2点目の方で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究を行う体制等の基準というのは、今までと比べて全然違う感じの基準になってきて、合わせるのが結構大変なものなのかどうかというのが1点と、その基準がきちんとしてから定期報告の内容も決まってくるのだとは思っているのですが、定期的なというのは大体どれぐらいの期間を想定されているのか教えてください。

桑原生涯学習課長： これまでも博物館の目的に即した事業を行うための必要な博物館資料、それから学芸員、その他の職員の配置、土地を有していること、開館日数の審査基準などは変わらないのですけれども、新たな基準におきましてその趣旨は変わっておりません、博物館の目的に即した事業を行うための必要な体制、職員の配置や施設整備において、より具体的に内容を国のほうで示されておりますので、それに基づいて県の基準を定めるということになっておりますが、特段厳しくなるということではなく、明確になったと認識しております。また、定期報告に関しましてはこれから要綱の方で定めていこうとは思っておりますけれども、今考えているところでは、あまり負担にはならないような形で、毎年にするのか2年に1回にするのかということも含めて検討していきたいと思っております。

近藤委員： 分かりました。

中村委員： 設置者の要件が緩和されるということで、どうなるかはもちろん申請次第ということだとは思っているのですが、いわゆる民間設置の博物館みたいなので対象になってくるだろうと思われるようなものは結構県内にもあるという感じですか。

桑原生涯学習課長： 現在、教育委員会の方で把握している博物館は、登録博物館及び相当施設、表にお示ししているものでございますので、例えば株式会社が設置しているような博物館がどれぐらいあるかということは把握してないのですが、今回の法改正をしっかりとホームページ等でも発信をして、そういった博物館の方が登録の手続をされるような、されることにも気づかれるような形でしっかり周知はしてまいりたいと考えております。

中村委員： よろしく申し上げます。

細川委員： 概要の1と読むのでしょうか、事業の見直しの2番目の丸のところでございますけれども、ここに書かれておりますことは努力義務とすると書かれているのですが、今までもこういうことというのはされてきたのではないかなと思います。ここで努力義務とされたという、70年前にできた法とおっしゃったのですけれども、こういうことを努力義務とすることによってどのような影響といいますか、効果が出てくると考えればよろしいのでしょうか。

桑原生涯学習課長： 現在登録されている博物館におきましても、例えば、地域の学校との連携であるとか、地域住民を対象とした様々な学びの提供ということはされておりますので、新たにやらなければいけないという負担を感じられているところはそんなにかないかなどは思うのですけれども、よりこれがしっかり規定されることで、より地域の学び、生涯学習であったり社会教育というところが活性化していくのではないかなと考えております。

細川委員： 分かりました。

それから、一連の様式第1号から資料をつけていただいているのですけれども、これが登録したり廃止したりする様式でよろしいのですか。

桑原生涯学習課長： 例えば（別記）様式第1号、4ページの様式第1号はこちらの様式を使って申請をしていたのですけれども、基本的にはこの申請書以外にいろいろ添付をしていただく書類ものがございまして、そちらの方で中身をしっかりと見せていただこうかなと考えております。

細川委員： その辺りのところもちろんなのでしょうけれども、デジタル化みたいなのはできているのでしょうか。

桑原生涯学習課長： いわゆる電子申請のようなイメージでしょうか。

細川委員： はい。

桑原生涯学習課長： 現時点ではこちらについては電子申請化は考えておりません。様式としてはもちろんデータで御提供、ホームページ等にも掲載させていただくつもりですので、そちらに入力していただいて紙で提出をしていただくというような形になろうかと考えております。

細川委員： 博物館に関わることで、やはり色、形とかいろいろな特筆すべきようなものの資料の添付もあると思うのですけれども、なかなか現物をここに持ってきてということではないので、そういう意味ではやはり皆さんが手に取って分かるようなデジタル申請みたいなものを進めていただいて、皆さんがそれを見て理解しやすいような方策をまたお考えいただければと思います。

桑原生涯学習課長： 私、先ほど紙でと申し上げたのですけれど、特に押印等は必要ございませんので、いわゆる電子とかメールで提出していただく、特に今後定期報告も必要になってくるものですので、そういう電子の活用というものも引き続き検討してまいりたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

（ な し ）

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第3号議案の1の採決に進みます。

原案に賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

続きまして、第3号議案-2について、沖本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

沖本学校経営戦略推進課長： それでは、第3号議案-2によりまして、広島県立高等学校学則の一部改正について御説明を申し上げます。

この改正につきましては、県立高等学校の学科の再編に伴い行うものでございます。

改正の内容でございますが、2にお示しをしておりますように、令和3年4月から生徒募集を停止しておりました沼南高等学校全日制課程普通科を令和5年3月31日をもって廃止することに伴い、広島県立高等学校学則の別表第1における沼南高等学校の欄から普通科を削除するものでございます。

施行期日につきましては、3にお示しをしておりますように、令和5年4月1日を予定をしております。

説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の第3号議案-2の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 沼南高校の普通科の募集をしなくなったときに、たしか家政科と園芸デザイン科も学科の編成をしようかという話があったように記憶しています。だけど、現行どおりで進めていくことになったのですけれども、今どのような感じで家政科、園芸デザイン科というのはカリキュラムを組んでいて、中学生が応募してくるに当たってどのような特色をアピールできる状況なのかという辺りも教えてください。

沖本学校経営戦略推進課長： そもそも沼南高等学校、始まりは農業、それから生活、家政というようなところが学校の始まりでございます。その中で普通科を加えてということで学校の沿革としては行われてきたと

ころでございます。現在、家政科と園芸科という2学科を設置しているところでございますけれども、カリキュラムとしては様々、学校内で工夫はしており、今具体的に、私が申し上げられるところではないのですけれども、工夫は行っていただいて、入学生につきましては、園芸科、家政科ともに定員は充足してございませんけれども、少しずつ増えていっているというように、定員割れは起こしておりますけれども、充足率は上がってきている状況でございます。

平川教育長： カリキュラムについて、学びの変革推進部長、説明をお願いいたします。

竹志学びの変革推進部長： 沼南高校につきましては、地域の担い手をどう育てていくかということでカリキュラム再編成していると伺っております。そのときに、作業が今ボーダーレス化しているということがありますので、農業、家庭科とぶつ切りになるのではなく、お互いが関連するところは一緒に相乗りをしながら学ぶような新しいカリキュラムをつくって進めています。

それと、平成16、17年だったと思いますけれども、デュアルシステムというシステムを入れて、産業界と連携し、一般出荷を年間を通じてやるという仕組みも取ったりしておりますので、そういった体験的な学習活動も入れながら、本当に地域に貢献できる人材を育成するというところで進めておるところでございます。

近藤委員： 地域の方の反響といいますか、受け止めも好感触という感じなのでしょうか。

竹志学びの変革推進部長： まだ始めたばかりではありますけれども、沼南高校は本当に地域に還元させるということで、農業関係のところによると、地元のブドウ団地の方々であるとか、あと農林水産局とも連携しながら、本当に子供たちにどういうものを作っていったらいいかと、いいものを作っていておりますので、本当に社会に開かれた教育課程という視点に立ったカリキュラム編成、実施が行われていると思います。来年には結果が出てくるのではないかと。

近藤委員： 本当に楽しみにしています。

ありがとうございました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第3号議案-2の採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案-3につきまして、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： それでは、3号議案-3によりまして、横書き読点表記の見直しに伴う関係規則等の制定につきまして御説明を申し上げます。

国から新たな公用文の作成の考え方が示されたこと及び社会一般の文書における読点の表記の実態を鑑み、知事部局において横書きの際に用いる読点について、コンマから点とすといった内容で公用文に関する規定が改正をされまして、令和5年5月1日から施行されることとなりました。

教育委員会における公用文の文体、用字、用語その他公用文の作成に関しましては、広島県教育委員会の公用文に関する規定第4条によりまして、知事部局が定めている公用文に関する規定の例によることとなるため、令和5年5月1日以降は横書きの際に用いる読点表記をコンマから点にする必要がございます。

このため、横書きの際に用いる読点表記をコンマから点に改める広島県教育委員会規則の読点の表記を改める規則、広島県教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令及び広島県教育委員会告示の読点の表記を改める告示を制定するものでございます。

これらの規則等の制定によりまして、別紙2ですけれども、改正対象となる規則等の一覧に掲げております規則等の様式等において用いられる読点表記を改めるものとなります。

施行期日につきましては、知事部局と同様に、令和5年5月1日といたします。また、改正前の様式につきましては、当分の間、これを使用することができることといたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

平川教育長： ただ今の第3号議案-3の説明に対します御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： それは事務をされる方たちの混乱が起きないように何か対策も考えておられますでしょうか。

杉本総務課長： 5月1日まで間もございますので、関係課の要綱とか規則からもっと下に降りてくる、膨大な改正が必要となってくるということで、趣旨と合わせて作業をする中でも浸透していただく

うと思っておりますので、改めてしっかり周知も行っていきたいと思えます。

志々田委員： お願いします。

中村委員： よく見るとほかの資料も全てコンマになっているなどと思って改めてびっくりなところなのですが、趣旨のところに書いてある、今回改正する根拠は、国の問題でしたっけ。

杉本総務課長： もともと公用文に関する考え方については国から示されているもの、文化審議会が答申みたいな、建議というのを出しているのですが、これに伴ってやっているというところがございます、国の考え方を受けて知事部局が改正すると。これに併せて教育委員会のほうも改正するという流れでございます。

中村委員： 分かりました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第3号議案-3の採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

続きまして、第3号議案-4につきまして杉本総務課長、御説明お願いいたします。

杉本総務課長： それでは、第3号議案-4によりまして、広島県個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則等の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部が改正をされまして、地方公共団体が同法の適用対象となることに伴い、令和5年4月1日に広島県個人情報保護条例が廃止をされることとなりました。

このため、広島県個人情報保護条例を引用しております教育委員会規則等につきまして個人情報の保護に関する法律を引用するよう文言の改正でございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日といたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の第3号議案-4の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： この手続自体は当たり前のことだと思うのですが、なぜ広島県個人情報保護条例というのが廃止されるのか、その経緯を教えてください。

杉本総務課長： もともと各都道府県や自治体が個人情報保護条例というのを個別に定めておりまして、その規定の仕方が非常にまちまちになっているというところで、国の個人情報保護法、これはもともと国の機関等に対して適用するというものだったので、これを全国的に統一の扱いにしようということで、国の法律の規定が地方自治体も含めて適用するという改正をされましたので、それに統一をするという趣旨で県の条例が廃止されるということでございます。

志々田委員： 分かりました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第3号議案-4の採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

続きまして、第3号議案-5について、杉本総務課長、説明お願いいたします。

杉本総務課長： それでは、第3号議案の5、広島県教育委員会規則の一部改正について御説明を申し上げます。1ページをお開きいただきたいと思います。概要といたしましては、地方公務員の定年引上げに合わせまして、従前の再任用制度を廃止し、新たに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講ずる地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係する教育委員会規則等において再任用職員に関する規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員に関す

る規定を追加するなどの規定の整理を行うとともに、所要の経過措置を定めるものでございます。

この度、改正する教育委員会規則及び教育委員会訓令は、2に記載のとおりでございます。

2ページをお開きいただければと思います。広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則でございます。資料の中ほどでございますけれども、この表に第3条第1項第2号にありますとおり、地方公務員の定年引上げに合わせて廃止される現行の再任用短時間勤務職員の規定について定年前再任用短時間勤務職員に改めることとしております。

また、定年が段階的に引き上げられる経過期間でございます令和5年度から令和13年度におきましては、職員が65歳まで再任用職員として勤務できるよう、現行の再任用制度を暫定再任用制度として存置させることとしておりまして、附則第2号にございますとおり、令和14年3月31日までの間、定年前再任用短時間勤務職員については定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員と読み替える旨の経過措置を設けているところでございます。その他の教育委員会訓令につきましても同様の趣旨で改正を行うこととしており、詳細は3ページ以降に掲載してございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の第3号議案－5の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いたします。

志々田委員： 教えていただきたいのですが、定年を引き上げるということは、非常勤の職員として定年を引き上げることになっているのでしょうか。これ見るとそう見えるのですが。

杉本総務課長： 少し分かりにくいと思うのですが、定年引上げにつきましては、一旦役職定年という考え方を取っておりますので、例えば本庁課長級とか、あるいは校長先生の場合は再任用校長とかあるのですが、一旦役職は定年をして、主査とかそういった形で残って常勤の職員として勤務をしていくと、これらの引上げに係るものです。今は、来年度からなるのですが、現行では再任用という制度になっていまして、一旦退職をしますと。退職をした上で再任用するのですが、これが今は常勤の場合もあれば、4分の3ですとか2分の1ですとかそういう勤務が選べるようになっていきます。ただ、常勤の場合は定数の中へ入ってくるのですが、職員としては一旦退職をしていますという制度になります。

今後は定年引上げになりますので、退職の年が延びていくということで、実際に、例えば翌々年でいくと61で定年になりますと。61で退職金が出るのですが、このときは一番高かった給料を基に退職金を支払うという制度になります。その代わり延長部分の、例えば60で辞めて61まで再任用というのは今回できなくなるということで、その場合は先ほどの短時間の勤務に限ってその期間ができると。要は60で辞めて61まで延長しますというのは短時間。だけど今度は61で辞めて次に65までどんどん延びていきますので、その場合は、要は定年で一回切れた後、暫定的に65まで延びていく間は常勤の再任用も可能となっておりますので、令和14年以降、完成しましたら今の常勤の再任用というのはなくなるということでございます。

志々田委員： 暫定的にあるという期間がこの形になるということですか。

杉本総務課長： 暫定的といいますか、基本的には1年ずつ延びていくところは定年延長ということなので、希望する方については退職の年度が延びていくということになります。これは全部常勤ということ。これが基本ですけれども、もうフルタイムで働きたくないという方についてはハーフですとか4分の3とか、そういう勤務で一旦退職をして続けるという選択もできますということでございます。

志々田委員： 選べるということですね。分かりました、ありがとうございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第3号議案－5の採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(10:02)

【非公開審議】

第1号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について

広島県教育委員会規則の一部改正について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 教職員人事について

事務局及び学校等の定期人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(11 : 29)